



熊本県公報

第 1 2 6 4 6 号

平成 29 年 8 月 14 日 (月)

(毎週 火 ・ 金 発 行)

目 次

告 示

- 道路の供用開始..... (道路保全課) 1
- 道路の供用開始..... (") 1
- 道路の供用開始..... (") 1
- 道路の区域変更..... (") 2
- 救急病院の認定..... (医療政策課) 2

公 告

- 基本測量の終了..... (監理課) 2
- 指定管理者の募集 (くまモンスクエア)..... (くまモングループ) 3
- 道路の位置の指定..... (建築課) 5
- 土地改良区役員の退任及び就任..... (農村計画課) 5

登 載 依 頼

- 裁決手続開始決定..... (収用委員会) 6
- 裁決手続開始決定..... (") 8
- 裁決手続開始決定..... (") 9
- 裁決手続開始決定..... (") 10

告 示

熊本県告示第 7 2 9 号

道路法 (昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号) 第 1 8 条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 2 9 年 8 月 1 4 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 9 年 8 月 1 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延 長 (メートル)	備 考
一般国道	4 4 5 号	上益城郡御船町大字七滝字折立 7 4 番 2 地先から 同所 7 1 番 2 地先まで	29.5	災害復旧

2 供用を開始する期日 平成 2 9 年 8 月 1 4 日

熊本県告示第 7 3 0 号

道路法 (昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号) 第 1 8 条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 2 9 年 8 月 1 4 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 9 年 8 月 1 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延 長 (メートル)	備 考
一般国道	4 4 5 号	上益城郡御船町大字七滝字土高野 1 8 3 5 番 1 地先から 同所 1 8 6 6 番地先まで	127.1	災害復旧 (仮設道路)

2 供用を開始する期日 平成 2 9 年 8 月 1 4 日

熊本県告示第 7 3 1 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 29 年 8 月 14 日から 60 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 29 年 8 月 14 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
一般県道	天月湯浦線	葦北郡芦北町大字丸山字野間 9 8 番 7 地先から 同所 9 8 番 7 地先まで	34.0	災害復旧

2 供用を開始する期日 平成 29 年 8 月 14 日

熊本県告示第 7 3 2 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 29 年 8 月 14 日から 60 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 29 年 8 月 14 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
一般県道	郡浦網田線	宇城市三角町郡浦 3 5 1 4 番 5 3 地先から 同所 3 5 1 4 番 3 2 地先まで	前	4.2 ～ 13.0	280.5	単道改
			後	7.1 ～ 27.7		

2 区域を変更する期日 平成 29 年 8 月 14 日

熊本県告示第 7 3 3 号

救急病院等を定める省令（昭和 39 年厚生省令第 8 号）第 1 条第 1 項の規定により次のとおり救急病院として認定したので、同令第 2 条第 1 項の規定により告示する。

平成 29 年 8 月 14 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

名 称	所 在 地	認 定 期 間
医療法人社団大徳会大阿蘇病院	阿蘇市一の宮町宮地 5 8 3 3 番地	平成 29 年 8 月 11 日から 平成 32 年 8 月 10 日まで
阿蘇医療センター	阿蘇市黒川 1 2 6 6 番地	平成 29 年 8 月 11 日から 平成 32 年 8 月 10 日まで
小国町外一ヶ町公立病院組合小国公立病院	阿蘇郡小国町宮原 1 7 4 3 番地	平成 29 年 8 月 11 日から 平成 32 年 8 月 10 日まで
医療法人社団坂梨会阿蘇温泉病院	阿蘇市内牧 1 1 5 3 番地 1	平成 29 年 8 月 11 日から 平成 32 年 8 月 10 日まで

公 告

熊本県公告第 4 4 8 号

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 14 条第 2 項の規定により国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終わった旨の通知があったので、同条第 3 項の規定により公告する。

平成 29 年 8 月 14 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
基本測量（三角点改測、高度地域基準点測量、水準測量）	平成 2 8 年 6 月 2 0 日 から 平成 2 9 年 3 月 1 0 日 まで	熊本市、宇城市、宇土市、上益城郡御船町
基本測量（高度地域基準点測量、水準測量）		山鹿市、人吉市、八代市、上益城郡山都町、球磨郡あさぎり町、球磨郡球磨村、球磨郡湯前町、球磨郡多良木町、葦北郡芦北町、八代郡氷川町
基本測量（三角点改測、高度地域基準点測量）		阿蘇市、菊池市、上益城郡甲佐町、阿蘇郡南阿蘇村
基本測量（三角点改測）		合志市、上益城郡益城町、阿蘇郡西原村、菊池郡大津町、菊池郡菊陽町
基本測量（高度地域基準点測量）		玉名市、荒尾市、上天草市、水俣市、玉名郡玉東町、玉名郡長洲町、玉名郡南関町、阿蘇郡高森町、阿蘇郡産山村、阿蘇郡小国町、阿蘇郡南小国町、球磨郡水上村、球磨郡五木村、葦北郡津奈木町、下益城郡美里町、上益城郡嘉島町
基本測量（三角点改測、水準測量）		球磨郡錦町
基本測量（水準測量）		

熊本県公告第 4 4 9 号

県が設置する公の施設における指定管理者について、次のとおり募集する。
平成 2 9 年 8 月 1 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要

- (1) 名称
くまもと県民交流館のうち物産、観光等に関する情報を提供する施設（以下「物産観光等情報提供施設」という。）
- (2) 所在地
熊本市中央区手取本町 8 - 2 テトリアくまもとビル 1 階
- (3) 施設の規模等
全体面積 2 0 6 . 6 1 平方メートル
- (4) 施設の概要
観光・物産等情報コーナー、交流ステージ等

2 指定管理者が行う業務

- (1) 物産、観光等の振興のための情報の収集及び提供に関する業務
- (2) 物産観光等情報提供施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務
- (3) くまモンを活用した熊本県の PR に関する業務
- (4) (1) から (3) に掲げる業務のほか、物産観光等情報提供施設の管理運営上必要と認める業務

3 指定管理者の指定の期間

平成 3 0 年 4 月 1 日から平成 3 3 年 3 月 3 1 日まで

4 参加資格

次の要件の全てを満たす法人その他の団体であること。ただし、複数の法人等でグループを構成して申請する場合は、代表団体以外の構成員には (2) は適用しない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 県内に事業所を有すること。
- (3) 熊本県から指名停止措置又は熊本県と熊本県警察本部が締結した指定管理者からの暴力団の排除に関する合意書に基づく指名除外措置を受けていないこと。
- (4) 労働者災害補償保険に加入していること。
- (5) 県税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。
- (6) 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）、民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。また、手形交換所による

取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
 (7) 貸金不払に関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している者であって、明らかに指定管理者として不適当と認められるものでないこと。

5 申請の手續

(1) 申請書類

申請に当たっては、次の書類を提出すること。

- ア 指定管理者指定申請書
- イ 指定管理者事業計画書及び収支予算書
- ウ 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- エ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
- オ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他の団体の財務状況を明らかにする書類
- カ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他の団体の業務の内容を明らかにする書類
- キ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者である場合を除く。）
- ク 納税証明書
 - (ア) 法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
 - (イ) 熊本県の県税（当該県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有するものにあつては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税）について未納がないことの証明書
- ケ その他知事が必要と認める書類
 - (ア) 県内事業所に係る従業員名簿及び賃金台帳
 - (イ) グループで申請する場合は、グループ構成員表及び協定書（構成員の代表団体、役割分担、代金請求・受領団体等を明らかにした書類）
 - (ウ) 指定管理者からの暴力団排除に関する合意書に基づく申立書

(2) 申請書類の提出先

熊本県知事公室くまモングループ（県庁行政棟本館 5 階）
 郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目 18 番 1 号
 電話番号 096-333-2133（直通）

(3) 提出期間

平成 29 年 9 月 8 日（金）から平成 29 年 9 月 15 日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
 郵送の場合は、書留郵便により最終日の午後 5 時までに必着とする。
 電子メール及びファクシミリでの提出は受け付けない。

(4) 提出部数

正本 1 部、副本又はその写し 10 部

6 指定管理候補者の選定

指定管理候補者選考委員会の選考意見を踏まえて、最終的に県において指定管理候補者を選定する。

7 募集要項の交付

5 の（2）に掲げる場所で、平成 29 年 8 月 14 日（月）から平成 29 年 9 月 13 日（水）までの間に交付する。

8 説明会

平成 29 年 8 月 24 日（木）午後 1 時 30 分から知事公室会議室で説明会を開催する。
 なお、説明会の出席にあたっては、事前にエントリーシートを平成 29 年 8 月 22 日（火）までに提出するものとする。

9 留意事項

- (1) 次の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。
 - ア 申請書の提出方法、提出先、提出期限等が守られなかったとき。
 - イ 申請書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
 - ウ 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
 - エ 申請書に虚偽の内容が記載されているとき。
 - オ その他指定管理候補者選定委員会での協議の結果、審査を行うに当たって不適当と認められるとき。
- (2) 提出された書類は、県庁内の使用及び指定管理候補者選定委員会での検討のため複写する。
- (3) 提出された書類は、熊本県情報公開条例に基づく開示の請求により開示することがある。

10 その他

- (1) 指定管理候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書類の内容について説明を求める。
- (2) 指定管理候補者として選定された者を、県議会の議決を経て、指定管理者に指定する。
- (3) 問合せ先
5 の（2）に同じ。

熊本県公告第 4 5 0 号

建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 4 2 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成 2 9 年 8 月 1 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 建造者の住所 宇土市松山町 1 0 3 5 番地の 2
- 2 建造者の氏名 有限会社愛信不動産
- 3 道路の位置 宇土市高柳町字鎌田 6 4 番 2、同 6 5 番 4、同 6 5 番 5、同 6 5 番 6、同 6 5 番 7、同 6 6 番 6、同 6 6 番 1 2、同 6 6 番 1 6、同 6 6 番 1 8 及び同 6 7 番 1
- 4 道路の幅員 6. 1 7 メートルから 6. 1 9 メートルまで
- 5 道路の延長 1 2 1. 5 7 メートル
- 6 指定年月日 平成 2 9 年 7 月 1 2 日
- 7 指定番号 熊本県指令央土景建第 4 7 号

熊本県公告第 4 5 1 号

玉名市に事務所を置く玉名市土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 1 8 条第 1 7 項の規定により公告する。

平成 2 9 年 8 月 1 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	高 崙 哲哉	玉名市大浜町 2 4 9 0 番地
理事	和田 恭次	玉名市山田 2 6 5 番地
理事	作本 國勝	玉名市滑石 1 4 0 7 番地
理事	前田 廣喜	玉名市滑石 4 3 4 2 番地
理事	永田 知博	玉名市大浜町 5 6 0 番地
理事	村野 義秋	玉名市大浜町 3 3 0 6 番地 1
理事	小山 勝男	玉名市横田 4 3 番地
理事	西田 勝	玉名市寺田 1 0 9 番地 2
理事	中山 日出男	玉名市小島 1 0 5 7 番地
理事	寺田 誠一	玉名市河崎 8 9 0 番地 2
理事	井本 国光	玉名市溝上 2 1 8 番地 2
理事	保 久 和也	玉名市下 1 8 2 2 番地 1
理事	鍛本 勝利	玉名市三ツ川 1 2 3 1 番地
理事	田上 敏夫	玉名市袋明町庄山 3 9 0 番地 1
理事	大本 公博	玉名市袋明町野口 2 2 0 1 番地 1
理事	外田 邦弘	玉名市袋明町高道 4 4 0 番地 4
理事	原口 和明	玉名市袋明町高道 1 6 3 1 番地
理事	吉田 憲明	玉名市袋明町鍋 1 5 3 0 番地 4
理事	松田 功憲	玉名市袋明町下沖洲 2 1 1 番地 2
理事	堀田 英男	玉名市横島町大園 1 4 8 番地 5
理事	植田 富士男	玉名市横島町横島 2 0 4 5 番地 1
理事	今村 靖	玉名市横島町横島 7 7 2 0 番地
理事	小澤 孝	玉名市横島町横島 9 4 2 3 番地 3
理事	尾口 安洋司	玉名市横島町横島 7 1 3 6 番地
理事	谷口 眞一	玉名市天水町尾田 6 7 1 番地
理事	永田 巨	玉名市天水町部田見 1 4 4 9 番地 1
理事	中村 憲治	玉名市天水町小天 2 3 2 番地
理事	池田 道治	玉名市天水町小天 7 3 5 3 番地 4
理事	和田 泉	玉名市大浜町 5 3 4 5 番地
理事	大家 誠一	玉名市横島町共栄 6 1 番地
理事	高瀬 敦之	玉名市横島町共栄 4 0 1 番地
監事	坂本 利正	玉名市大浜町 3 8 9 6 番地
監事	原口 武征	玉名市袋明町下前原 8 7 4 番地 1
監事	亀丸	玉名市天水町竹崎 4 0 3 番地
就任		
理事	高 崙 哲哉	玉名市大浜町 2 4 9 0 番地
理事	前田 弘實	玉名市築地 2 4 9 9 番地
理事	本田 茂	玉名市小浜 1 5 番地
理事	前田 廣喜	玉名市滑石 4 3 4 2 番地

理事	永田 知博	玉名市大浜町 5 6 0 番地
理事	本田 陽一	玉名市大浜町 4 4 9 2 番地
理事	中山 日出男	玉名市小島 1 0 5 7 番地
理事	安田 謙二	玉名市伊倉北方 2 9 9 5 番地
理事	本田 知治	玉名市中坂門田 7 2 3 番地
理事	荒木 勝利	玉名市津留 3 2 9 番地
理事	高村 四郎	玉名市下小田 8 7 4 番地 1
理事	飯塚 和幸	玉名市両迫間 1 0 4 2 番地
理事	鶴田 晴男	玉名市石貫 2 8 4 6 番地 3
理事	田上 敏夫	玉名市岱明町庄山 3 9 0 番地 1
理事	原口 利正	玉名市岱明町下前原 8 7 4 番地 1
理事	城戸 崇	玉名市岱明町山下 2 6 2 番地
理事	原口 邦弘	玉名市岱明町高道 1 6 3 1 番地
理事	吉田 憲明	玉名市岱明町鍋 1 5 3 0 番地 4
理事	松本 太	玉名市岱明町下沖洲 2 1 1 番地 2
理事	宮尾 憲	玉名市横島町横島 1 1 8 0 番地 1
理事	西島 洋次	玉名市横島町横島 2 3 0 1 番地
理事	吉村 久夫	玉名市横島町横島 8 2 4 4 番地
理事	山野 茂	玉名市横島町横島 1 0 1 8 3 番地
理事	中田 貴之	玉名市横島町横島 1 0 7 6 5 番地 4
理事	永田 眞一	玉名市天水町部田見 1 4 4 9 番地 1
理事	谷口 東洋司	玉名市天水町尾田 6 7 1 番地
理事	中村 巨	玉名市天水町小天 2 3 2 番地
理事	池田 憲治	玉名市天水町小天 7 3 5 3 番地 4
理事	村田 秀徳	玉名市大浜町 5 3 5 2 番地
理事	水本 眞治郎	玉名市横島町共栄 5 0 番地
理事	高瀬 誠一	玉名市横島町共栄 4 0 1 番地
監事	和田 恭	玉名市山田 2 6 5 番地
監事	廣瀬 隆一	玉名市安楽寺 1 0 8 2 番地
監事	前村 禎一	玉名市横島町共栄 9 8 番地

登載依頼

熊本県収用委員会公告第 1 0 号

土地収用法（昭和 2 6 年法律第 2 1 9 号）第 4 5 条の 2 の規定により、次のとおり裁決手続の開始を決定した。

平成 2 9 年 8 月 1 4 日

熊本県収用委員会会長 齊 藤 修

- 1 起業者の名称
国土交通大臣
- 2 事業の種類
一級河川白川水系白川改修工事（左岸：熊本県熊本市中央区渡鹿五丁目地内から同市中央区渡鹿六丁目地内まで、右岸：熊本県熊本市中央区黒髪二丁目地内から同市中央区黒髪六丁目地内まで）
- 3 裁決手続の開始を決定する土地の所在、地番、地目及び地積等

(1) 収用の裁決手続の開始を決定する土地

土地の所在 熊本県熊本市中央区黒髪五丁目地内

地 番	地 目		全体の面積 (㎡)		収用しようとする土地の面積 (㎡)
	公 簿	現 況	公 簿	実 測	
647 番 1	宅地	宅地	1,452.28	1,959.36	1,110.26
648 番	宅地	宅地	303.78	304.16	7.98
656 番	宅地	宅地	135.23	186.24	125.13
合 計			1,891.29	2,449.76	1,243.37

(2) 使用の裁決手続の開始を決定する土地

土地の所在 熊本県熊本市中央区黒髪五丁目地内

地 番	地 目		全体の面積 (㎡)		使用しようとする 土地の面積 (㎡)
	公 簿	現 況	公 簿	実 測	
647 番 1	宅 地	宅 地	1,452.28	1,959.36	16.49
					15.00
647 番 2	宅 地	宅 地	87.43	87.65	0.40
648 番	宅 地	宅 地	303.78	304.16	3.89
656 番	宅 地	宅 地	135.23	186.24	6.56
合 計			1,978.72	2,537.41	42.34

4 土地所有者の氏名及び住所

- (1) 土地の所在：熊本県熊本市中央区黒髪五丁目 6 4 7 番 1 及び 6 4 8 番
 - ア 細郷昌弘 (持分 2 分の 1)
熊本県熊本市中央区黒髪 5 丁目 8 番 1 1 号
 - イ 細郷健 (持分 2 分の 1)
熊本県熊本市中央区黒髪 5 丁目 8 番 1 0 号
- (2) 土地の所在：熊本県熊本市中央区黒髪五丁目 6 4 7 番 2 及び 6 5 6 番

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

- (1) 土地の所在：熊本県熊本市中央区黒髪五丁目 6 4 7 番 1
 - ア 細郷昌弘
熊本県熊本市中央区黒髪 5 丁目 8 番 1 1 号
土地使用借権
 - イ 細郷健
熊本県熊本市中央区黒髪 5 丁目 8 番 1 0 号
土地使用借権
 - ウ 川添博之
熊本県熊本市中央区黒髪 5 丁目 8 番 1 1 号
サイゴウビル 3 F
土地使用借権
 - エ 株式会社 C & G
代表取締役 竹中康晃
熊本県熊本市中央区黒髪五丁目 8 番 7 号
土地賃借権
 - オ 松永厚
熊本県熊本市中央区黒髪 5 丁目 4 番 4 6 号
土地賃借権
 - カ 株式会社 Q T n e t
代表取締役社長 岩崎和人
福岡県福岡市中央区天神一丁目 1 2 番 2 0 号
土地使用借権
 - キ 九州電力株式会社
代表取締役社長 瓜生道明
福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目 1 番 8 2 号
土地賃借権及び土地使用借権
 - ク 西日本電信電話株式会社
代表取締役社長 村尾和俊
大阪府大阪市中央区馬場町 3 番 1 5 号
土地使用借権
- (2) 土地の所在：熊本県熊本市中央区黒髪五丁目 6 4 7 番 2
 - ア 川添博之
熊本県熊本市中央区黒髪 5 丁目 8 番 1 1 号
サイゴウビル 3 F
土地使用借権
 - イ 九州電力株式会社

代表取締役社長 瓜生道明
 福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号
 土地使用借権

ウ 西日本電信電話株式会社
 代表取締役社長 村尾和俊
 大阪府大阪市中央区馬場町3番15号
 土地使用借権

エ 熊本信用金庫
 理事長 品川良照
 熊本県熊本市中央区手取本町2番1号
 根抵当権

オ 旭洋紙パルプ株式会社
 代表取締役社長 藤澤信之
 東京都中央区日本橋本町一丁目1番1号
 根抵当権

カ 株式会社サイゴ一地所
 清算人 細郷昌弘
 熊本県上益城郡益城町惣領1298番地
 借地権又は土地使用借権

(3) 土地の所在：熊本県熊本市中央区黒髪五丁目648番

ア 細郷健
 熊本県熊本市中央区黒髪5丁目8番10号
 土地使用借権

イ 西日本電信電話株式会社
 代表取締役社長 村尾和俊
 大阪府大阪市中央区馬場町3番15号
 土地使用借権

(4) 土地の所在：熊本県熊本市中央区黒髪五丁目656番

ア 川添博之
 熊本県熊本市中央区黒髪5丁目8番11号
 サイゴビル3F
 土地賃借権

イ 熊本信用金庫
 理事長 品川良照
 熊本県熊本市中央区手取本町2番1号
 根抵当権

ウ 萩原誠人
 熊本県熊本市北区清水本町22番47号
 土地賃借権

6 裁決手続の開始を決定した年月日
 平成29年7月25日

熊本県収用委員会公告第11号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり裁決手続の開始を決定した。

平成29年8月14日

熊本県収用委員会会長 齊 藤 修

- 1 起業者の名称
国土交通大臣
- 2 事業の種類
一級河川白川水系白川改修工事（左岸：熊本県熊本市中央区渡鹿五丁目地内から同市中央区渡鹿六丁目地内まで、右岸：熊本県熊本市中央区黒髪二丁目地内から同市中央区黒髪六丁目地内まで）
- 3 裁決手続の開始を決定する土地の所在、地番、地目及び地積等

(1) 収用の裁決手続の開始を決定する土地
 土地の所在 熊本県熊本市中央区黒髪五丁目地内

地 番	地 目		全体の面積 (㎡)		収用しようとする土地の面積 (㎡)
	公 簿	現 況	公 簿	実 測	
653 番	宅 地	宅 地	122.31	95.43	95.43

(2) 使用の裁決手続の開始を決定する土地
 なし

4 土地所有者の氏名及び住所

- 勝木 淑子
熊本県熊本市中央区黒髪 6 丁目 1 番 3 8 号
- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
- 細郷 昌弘
熊本県熊本市中央区黒髪 5 丁目 8 番 1 1 号
- 6 土地使用借権
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日
- 平成 2 9 年 7 月 2 5 日

熊本県収用委員会公告第 1 2 号

土地収用法（昭和 2 6 年法律第 2 1 9 号）第 4 5 条の 2 の規定により、次のとおり裁決手続の開始を決定した。

平成 2 9 年 8 月 1 4 日

熊本県収用委員会会長 齊 藤 修

- 1 起業者の名称
国土交通大臣
- 2 事業の種類
高速自動車国道九州横断自動車道延岡線新設工事（熊本県上益城郡御船町大字高木字上倉津和地内から同町大字高木字山下地内まで、同町大字田代字清水口地内から同町大字田代字戸ノ上地内まで及び同郡山都町北中島字面田地内から同町城平字原地内まで）並びにこれに伴う町道、農業用道路及び普通河川付替工事
- 3 裁決手続の開始を決定する土地の所在、地番、地目及び地積等
- (1) 収用の裁決手続の開始を決定する土地
土地の所在 熊本県上益城郡山都町北中島字前田地内

地番	地目		全体の面積（㎡）		収用しようとする土地の面積（㎡）
	公簿	現況	公簿	実測	
909 番	原野	山林	1,983	2,220.23	0.92

- (2) 使用の裁決手続の開始を決定する土地
なし

- 4 土地所有者の氏名及び住所
- 持分 4 分の 1 登記名義人（亡）江藤 久照
- 相続人 江藤 勝彦
- 埼玉県草加市谷塚上町 7 3 4 番地 1 8
- 持分 4 分の 1 登記名義人（亡）江藤 熊太郎
- 相続人
- 中川 哲子（相続持分 1 2 分の 1）
- 熊本県熊本市中央区出水 7 丁目 8 5 番 1 1 号
- 江藤 一哉（相続持分 1 2 分の 1）
- 東京都世田谷区代田 4 丁目 3 5 番 2 3 号
- 田中 克子（相続持分 4 8 分の 7）
- 北海道苫小牧市大成町 2 丁目 7 番 5 号
- 田中 伸子（相続持分 1 9 2 分の 1）
- 北海道室蘭市中島町 3 丁目 3 1 番 1 6 号
- 佐藤 茂樹（相続持分 3 8 4 分の 1）
- 山形県酒田市日の出町 2 丁目 7 8 番地の 1 0
- 藤山 貴恵（相続持分 3 8 4 分の 1）
- 神奈川県藤沢市大鋸 1 丁目 1 2 番 1 3 号リグナ藤沢 1 0 1
- 田中 雅司（相続持分 1 9 2 分の 1）
- 北海道苫小牧市沼ノ端中央 3 丁目 1 0 番 2 1 号
- フォーレストヴィレッジ 1 0 1
- 齋藤 徳子（相続持分 1 9 2 分の 1）
- 埼玉県草加市氷川町 5 1 3 番地 2 コーポワク井 2 0 1 号
- 田篠 淳一（相続持分 9 6 分の 1）
- 茨城県古河市五部 4 8 6 番地 2
- 田篠 さおり（相続持分 1 9 2 分の 1）
- 茨城県古河市五部 4 8 6 番地 2
- 田篠 祐之（相続持分 1 9 2 分の 1）
- 茨城県坂東市生子 2 2 1 6 番地 1
- 江藤 月子（相続持分 4 8 分の 1）
- 熊本県熊本市中央区水前寺 1 丁目 2 1 番 1 3 - 3 0 2 号
- 濱田 立子（相続持分 4 8 分の 1）

- 兵 庫 県 西 宮 市 北 六 甲 台 1 丁 目 1 1 番 1 1 号
- 江 藤 隆 二 (相 続 持 分 4 8 分 の 1)
- 福 岡 県 筑 紫 野 市 美 し が 丘 南 5 丁 目 1 番 地 6
- 瀧 田 光 子 (相 続 持 分 1 2 分 の 1)
- 兵 庫 県 西 宮 市 北 六 甲 台 1 丁 目 1 1 番 1 1 号
- 村 上 春 男 (相 続 持 分 2 4 分 の 1)
- 熊 本 県 上 益 城 郡 山 都 町 北 中 島 2 7 7 3 番 地
- 村 上 廣 人 (相 続 持 分 2 4 分 の 1)
- 広 島 県 江 田 島 市 江 田 島 町 小 用 三 丁 目 6 番 4 号
- 村 上 意 志 雄 (相 続 持 分 2 4 分 の 1)
- 熊 本 県 上 益 城 郡 山 都 町 北 中 島 2 5 6 5 番 地 3
- 村 上 逸 雄 (相 続 持 分 2 4 分 の 1)
- 熊 本 県 熊 本 市 北 区 武 蔵 ヶ 丘 2 丁 目 1 2 番 1 3 号
- 吉 田 水 哉 (相 続 持 分 4 8 分 の 1)
- 熊 本 県 上 益 城 郡 山 都 町 米 生 4 8 3 番 地
- 遠 藤 亜 紀 (相 続 持 分 4 8 分 の 1)
- 大 阪 府 豊 中 市 小 曾 根 2 丁 目 1 番 3 - 3 0 2 号
- 江 藤 公 彦 (相 続 持 分 4 8 分 の 1)
- 福 岡 県 福 岡 市 早 良 区 百 道 浜 4 丁 目 3 番 1 - 8 0 6 号
- 江 藤 耕 平 (相 続 持 分 4 8 分 の 1)
- 熊 本 県 上 益 城 郡 益 城 町 大 字 福 富 8 6 5 番 地 4
- 瀬 口 和 雄 (相 続 持 分 2 4 分 の 1)
- 熊 本 県 熊 本 市 北 区 高 平 1 丁 目 8 番 7 号
- 江 藤 博 三 (相 続 持 分 2 4 分 の 1)
- 熊 本 県 熊 本 市 中 央 区 新 大 江 2 丁 目 3 番 2 1 号
- 熊 本 県 熊 本 市 善 四 郎 (相 続 持 分 6 分 の 1)
- 愛 知 県 日 進 市 米 野 木 町 北 山 1 番 地 4 1
- 持 分 4 分 の 1 登 記 名 義 人 (亡) 惠 藤 茂 喜
- 相 続 人
- 渡 邊 誠 一 (相 続 持 分 6 分 の 1)
- 埼 玉 県 春 日 部 市 南 4 丁 目 2 2 番 1 1 号 ア ケ ボ ノ コ ー プ 1 0 1
- 内 山 惠 子 (相 続 持 分 6 分 の 1)
- 埼 玉 県 鴻 巣 市 雷 電 1 丁 目 3 番 4 4 号
- 惠 藤 ノ キ (相 続 持 分 6 分 の 1)
- 熊 本 県 熊 本 市 南 区 城 南 町 舞 原 5 3 9 番 地 8
- 惠 藤 安 志 (相 続 持 分 1 2 分 の 1)
- 岡 山 県 岡 山 市 東 区 瀬 戸 町 下 3 1 4 番 地 4
- 惠 藤 博 (相 続 持 分 1 2 分 の 1)
- 熊 本 県 熊 本 市 南 区 城 南 町 舞 原 3 4 5 番 地 6
- 田 上 ル リ 子 (相 続 持 分 3 分 の 1)
- 熊 本 県 熊 本 市 南 区 城 南 町 今 吉 野 1 3 0 8 番 地 1 0
- 持 分 4 分 の 1 登 記 名 義 人 (亡) 江 藤 善 太
- 相 続 人
- 熊 本 県 上 益 城 郡 山 都 町 北 中 島 8 0 0 番 地 2
- 5 土 地 に 関 して 権 利 を 有 す る 関 係 人 の 氏 名 、 住 所 及 び そ の 権 利 の 種 類
- な し
- 6 裁 決 手 続 の 開 始 を 決 定 し た 年 月 日
- 平 成 2 9 年 7 月 2 5 日

熊 本 県 収 用 委 員 会 公 告 第 1 3 号

土 地 収 用 法 (昭 和 2 6 年 法 律 第 2 1 9 号) 第 4 5 条 の 2 の 規 定 に よ り 、 次 の と お り 裁 決 手 続 の 開 始 を 決 定 し た 。
平 成 2 9 年 8 月 1 4 日

熊 本 県 収 用 委 員 会 会 長 齊 藤 修

- 1 起 業 者 の 名 称
- 国 土 交 通 大 臣
- 2 事 業 の 種 類
- 高 速 自 動 車 国 道 九 州 横 断 自 動 車 道 延 岡 線 新 設 工 事 (熊 本 県 上 益 城 郡 御 船 町 大 字 高 木
- 字 上 倉 津 和 地 内 か ら 同 町 大 字 高 木 字 山 下 地 内 まで 、 同 町 大 字 田 代 字 清 水 口 地 内 か ら 同
- 町 大 字 田 代 字 戸 ノ 上 地 内 まで 及 び 同 郡 山 都 町 北 中 島 字 面 田 地 内 か ら 同 町 城 平 字 原 地 内
- ま で) 並 び に こ れ に 伴 う 町 道 、 農 業 用 道 路 及 び 普 通 河 川 付 替 工 事
- 3 裁 決 手 続 の 開 始 を 決 定 し た 年 月 日
- (1) 収 用 の 裁 決 手 続 の 開 始 を 決 定 し た 土 地 の 所 在
- 熊 本 県 上 益 城 郡 山 都 町 北 中 島 字 前 田 地 内

地 番	地 目		全 体 の 面 積 (㎡)		収 用 し よ う と す る 土 地 の 面 積 (㎡)
	公 簿	現 況	公 簿	実 測	
912 番	原 野	山 林	3,484	3,588.72	1,521.01

(2) 使用の裁決手続の開始を決定する土地なし

- 4 土地所有者の氏名及び住所
- 持分 1 3 分の 1 登記名義人 江藤 弘
熊本県上益城郡御船町大字御船 9 5 7 番地 6
 - 持分 1 3 分の 1 登記名義人 (亡) 江藤 烈雄
相続人 江藤 雄志
熊本県熊本市西区花園 6 丁目 2 3 番 6 一 3 0 1 号 市営花園団地 6 棟
 - 持分 1 3 分の 1 登記名義人 江藤 孝義
熊本県上益城郡山都町北中島 8 1 4 番地
 - 持分 1 3 分の 1 登記名義人 (亡) 江藤 恒雄
相続人 江藤 一哉
東京都世田谷区代田 4 丁目 3 5 番 2 3 号
 - 持分 1 3 分の 1 登記名義人 (亡) 江藤 善太
相続人 江藤 博道
熊本県上益城郡山都町北中島 8 0 0 番地 2
 - 持分 1 3 分の 1 登記名義人 (亡) 江藤 國彦
相続人 松山 悦子
山口県下関市勝谷新町三丁目 1 7 番 2 号
 - 持分 1 3 分の 1 登記名義人 (亡) 江藤 徳藏
相続人 江藤 龍起
熊本県上益城郡山都町北中島 1 1 0 0 番地 1
 - 持分 1 3 分の 1 登記名義人 (亡) 江藤 軍藏
相続人 江藤 一哉
東京都世田谷区代田 4 丁目 3 5 番 2 3 号
 - 持分 1 3 分の 1 登記名義人 迫口 貴幸
熊本県上益城郡御船町大字高木 4 7 0 5 番地 3
 - 持分 1 3 分の 1 登記名義人 (亡) 惠藤 茂喜
相続人
渡邊 誠一 (相続持分 6 分の 1)
埼玉県春日部市南 4 丁目 2 2 番 1 1 号 アケボノコーポ 1 0 1
 - 内山 惠子 (相続持分 6 分の 1)
 - 埼玉県鴻巣市雷電 1 丁目 3 番 4 4 号
 - 惠藤 ノキ (相続持分 6 分の 1)
 - 熊本県熊本市南区城南町舞原 5 3 9 番地 8
 - 惠藤 安志 (相続持分 1 2 分の 1)
 - 岡山県岡山市東区瀬戸町下 3 1 4 番地 4
 - 惠藤 博 (相続持分 1 2 分の 1)
 - 熊本県熊本市南区城南町舞原 3 4 5 番地 6
 - 田上 ルリ子 (相続持分 3 分の 1)
 - 熊本県熊本市南区城南町今吉野 1 3 0 8 番地 1 0
 - 持分 1 3 分の 1 登記名義人 (亡) 上木 両七
相続人 上木 楠太
居所、存否不明
 - 持分 1 3 分の 1 登記名義人 (亡) 江藤 熊太郎
相続人
中川 哲子 (相続持分 1 2 分の 1)
熊本県熊本市中央区出水 7 丁目 8 5 番 1 1 号
 - 江藤 一哉 (相続持分 1 2 分の 1)
 - 東京都世田谷区代田 4 丁目 3 5 番 2 3 号
 - 田中 克子 (相続持分 4 8 分の 7)
 - 北海道苫小牧市大成町 2 丁目 7 番 5 号
 - 田中 伸子 (相続持分 1 9 2 分の 1)
 - 北海道室蘭市中島町 3 丁目 3 1 番 1 6 号
 - 佐藤 茂樹 (相続持分 3 8 4 分の 1)
 - 山形県酒田市日の出町 2 丁目 7 8 番地の 1 0
 - 藤山 貴恵 (相続持分 3 8 4 分の 1)
 - 神奈川県藤沢市大鋸 1 丁目 1 2 番 1 3 号リグナ藤沢 1 0 1
 - 田中 雅司 (相続持分 1 9 2 分の 1)

北海道苫小牧市沼ノ端中央3丁目10番21号
 フォーレストヴィレッジ101
 齋藤徳子（相続持分192分の1）
 埼玉県草加市氷川町513番地2 コーポワク井201号
 田篠淳一（相続持分96分の1）
 茨城県古河市五部486番地2
 田篠さおり（相続持分192分の1）
 茨城県古河市五部486番地2
 田篠祐之（相続持分192分の1）
 茨城県坂東市生子2216番地1
 江藤月子（相続持分48分の1）
 熊本県熊本市中央区水前寺1丁目21番13-302号
 濱田立子（相続持分48分の1）
 兵庫県西宮市北六甲台1丁目11番11号
 江藤隆二（相続持分48分の1）
 福岡県筑紫野市美しが丘南5丁目1番地6
 瀧田光子（相続持分12分の1）
 兵庫県西宮市北六甲台1丁目11番11号
 村上春男（相続持分24分の1）
 熊本県上益城郡山都町北中島2773番地
 村上廣人（相続持分24分の1）
 広島県江田島市江田島町小用三丁目6番4号
 村上意志雄（相続持分24分の1）
 熊本県上益城郡山都町北中島2565番地3
 村上逸雄（相続持分24分の1）
 熊本県熊本市北区武蔵ヶ丘2丁目12番13号
 吉田水哉（相続持分48分の1）
 熊本県上益城郡山都町米生483番地
 遠藤亜紀（相続持分48分の1）
 大阪府豊中市小曾根2丁目1番3-302号
 江藤公彦（相続持分48分の1）
 福岡県福岡市早良区百道浜4丁目3番1-806号
 江藤耕平（相続持分48分の1）
 熊本県上益城郡益城町大字福富865番地4
 瀬口和雄（相続持分24分の1）
 熊本県熊本市北区高平1丁目8番7号
 江藤博三（相続持分24分の1）
 熊本県熊本市中央区新大江2丁目3番21号
 古閑善四郎（相続持分6分の1）
 愛知県日進市米野木町北山1番地41
 持分13分の1 登記名義人（亡）上木 正俊
 相続人 上木 利行

5 土地に關して權利を有する關係人の氏名、住所及びその權利の種類
 なし

6 裁決手續の開始を決定した年月日
 平成 29 年 7 月 25 日